

## 「今日から始める！ライフプラン」令和6年度版

### 【追 補】

#### ■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更（令和6年8月）

【52頁】基本手当の額の計算式の※注意書きが次のように変わりました。

※基本手当日額には上限があり、45～59歳は8,635円、60～64歳は7,420円です。（令和7年7月までの額）

【53頁】図表1が次のように変わりました。

#### ●図表1●賃金日額に応じた率

（令和7年7月までの額）

賃金日額	2,869円以上	5,200円以上	11,490円超	12,790円超
	5,200円未満	11,490円以下	12,790円以下	
60歳未満	80%	80～50%		50%
60歳以上65歳未満		80～45%	45%	

注：賃金日額には上限があり、45～59歳は17,270円、60～64歳は16,490円です。

#### ■教育訓練給付の給付率の引き上げ（令和6年10月）

【54頁】

支給額の\*注意書きが次のように変わりました。

\*令和6年10月から特定一般教育訓練については資格を取得して就職に結びついた等の場合の追加給付（10%）、専門実践教育訓練講座については訓練後に賃金上昇した場合の追加給付（10%）が新設されます。

※一定の要件を満たした45歳未満の離職者が初めて専門実践教育訓練を受講する場合、訓練中に離職前賃金に基づき算出した額（基本手当の80%）の教育訓練支援給付金が支給されます。

#### ■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更（令和6年8月）

【55頁】高年齢雇用継続給付を受ける条件と\*注意書きが次のように変わりました。

##### 高年齢雇用継続基本給付金を受ける条件

- ・60歳到達時点の賃金と比べて75%未満かつ376,750円\*未満の賃金で就労している。

##### 高年齢再就職給付金を受ける条件

- ・基本手当の給付残日数が100日以上ある。
- ・再就職先の賃金額が基本手当のもとになった賃金額に比べて75%未満かつ376,750円\*未満である。
- ・再就職手当の支給を受けていない。

\*令和7年7月までの額。